



## プログラム参加者のための 利害の対立に関する方針

ロータリー財団の補助金の受領者は、プログラム参加者のための利害の対立に関する方針に従わなければなりません（出典：[ロータリー財団章典](#)）。

### 10.030. プログラム参加者のための利害の対立に関する方針

ロータリー財団の補助金プログラムにおける高潔性を守るため、プログラム補助金の受領や授与に関与するすべての人は、利害の対立を避けるような方法で行動することが極めて重要である。

利害の対立は、プログラム補助金の決定において、次の人に利益が生じるような影響をもたらす立場に個人がいるときに起こる：(i) 本人、(ii) 本人の家族、(iii) 事業におけるパートナー、(iv) 本人、その家族、事業におけるパートナーに重大な資金的利害をもたらす組織・団体、または、本人、その家族、事業におけるパートナーが管理委員、理事、役員となっている組織・団体。

ロータリアンは、事実上あるいは可能性としてのすべての利害の対立を、事務総長に開示するものとする。また、対立があると疑われる場合も開示するべきである。ロータリアンは、利害の対立のあるグローバル補助金の補助金委員会の委員となってはならない。寄付者に補助金に関連する利害の対立が生じる場合、グローバル補助金はそのような寄付（冠名指定寄付、CSRによる寄付、など）を財源としてはならない。

事務総長は、利害の対立に関する本方針を理解し、実行するための方法について助言を提供するものとする。事務総長および（または）管理委員会は、特定の事例において利害の対立が存在するか否かを決定する。状況を確認した上で、財団プログラム補助金の実行において利害の対立があると事務総長および（または）管理委員会が決定した場合、事務総長は、補助金手続きの高潔性を守るための適切な処置を取るよう、管理委員会に働きかける、または推奨するものとする。そのような処置には、特定のロータリアン、ロータリークラブ、ロータリー地区を含む現行または未来における財団プログラム補助金の取り消し、または停止が含まれる。

#### 1. 補助金の受領資格

ロータリー財団細則第9.3項に従い、以下に定義されている人は、ロータリー財団プログラム補助金の受領者または受益者またはその候補者となることができないものとし、以下「受領資格のない人」と呼ぶ。

受領資格のない人には、以下が含まれる：現ロータリアン、クラブ・地区・その他のロータリー組織（「国際ロータリー章典」に規定されている通り）・国際ロータリーの職員、さらにこれらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職

員。

元ロータリアンは、会員身分が終結してから 36 カ月間は、引き続き受領資格を持たないものとする。元ロータリアンの家族であることを理由に受領資格がなかった人は、その家族の会員身分が終結してから 36 カ月間は、引き続き受領資格を持たないものとする。ただし、そのような人でも、地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラントによる職業研修チームまたは（人道的奉仕プロジェクトのための）個人旅行に参加する資格があると認められた個人は、その職業研修チームまたは個人旅行への参加資格を持つものとする。

## 2. 選考委員会の公平さ

クラブまたは地区レベルにおける財団プログラム選考委員を務めるロータリアンは、候補者との家族関係、私的関係、仕事上の関係について完全な透明性を保つものと期待されている。また、ロータリー財団プログラムから補助金を得て参加する候補者と委員との間に何らかの関係がある（例えば、同じ会社や組織に勤務したり、同じロータリークラブに所属または申請を推薦するロータリークラブに所属したり、家族関係があるなど）ために利害の対立がある（またはあると疑われる）場合は、選考が開始される前に、委員長にその旨通知しなければならない。

選考委員長は、利害の対立がある（またはあると疑われる）委員が、選考プロセスに参加すべきかどうかを決定し、また、参加する場合には、利害の対立がある（またはあると疑われる）候補者1名のみ、またはすべての候補者の選考プロセスに参加すべきかどうか、そして、どのように参加すべきかを決定する。このような利害の対立がある（またはあると疑われる）のが選考委員長本人である場合には、利害の対立がある（またはあると疑われる）候補者1名のみ、またはすべての候補者の選考プロセスに参加すべきかどうか、またどのように参加すべきかを、クラブ理事会または地区ロータリー財団委員長（のいづれかふさわしいと思われる方）が決定する。

## 3. 業者との業務取引

ロータリー財団、ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータリアンが、ロータリー財団プログラム補助金と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その業者とロータリー組織との間につながりがあるかどうかに関わらず、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続きを行わなければならない。資金が、ロータリアン、ロータリアンが所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉ロータリアン、クラブ・地区・その他のロータリー組織・国際ロータリーの職員、ロータリアンの配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団と提携する機関・組織・団体の職員に支払われるような業務を、ロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じ得る。

ロータリアンの利害の対立が存在しないことを確認するために審査する必要がある可能性がある業務取引の例には、協力関係を結んでいる非政府団体、物資・サービスの提供者、保険会社、旅行代理店、運送会社、教育機関、語学試験提供会社などとの業務取引が含まれる。

利害の対立が事実上ある、またはあると疑われる可能性のある個人や組織との業務取引は、このような取引が公正な市場価格において最良の製品またはサービスをもたらすものであることが、見積書によって証明されている場合、または公平、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続きを経ている場合に、事務総長の承認を得た後にのみ、行うことができる。

事務総長は、利害の対立に関するこの方針の解釈と実施の方法について、助言を提供するものとする。プログラム補助金の受領や授与にかかわるいかなる未解決の利害の対立も、関係するロータリアンまたはロータリー組織によって、選考プロセスまたは当該業務取引の少なくとも 30 日前までに、事務総長に報告されなければならない。個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、事務総長が決定する。状況を審査した後、ロータリー財団プログラム補助金の受領や授与において利害の対立が存在する、または存在したと事務総長が結論を下した場合、事務総長は、適切な改善措置を講じるものとする。このような措置には、当該ロータリアン、ロータリークラブ、ロータリー地区が関与する現在のロータ

リー財団プログラム補助金の受領・授与の取り消し、または将来のロータリー財団プログラム補助金の受領・授与の一時停止などが含まれる（2018年4月管理委員会会合、決定108号）。

出典：1983年11月理事会会合、決定166号、1988年5月管理委員会会合、決定127号、1992年3月管理委員会会合、決定114号、1994年6月管理委員会会合、決定165号、2006年10月管理委員会会合、決定55号。2010年6月管理委員会会合、決定139号、2011年4月管理委員会会合、決定93号、2013年4月管理委員会会合、決定104号、2014年10月管理委員会会合、決定53号、2017年1月管理委員会会合、決定78号、2018年4月管理委員会会合、決定108号により改正